

大牟田市令和2年7月豪雨災害検証委員会設置要綱
(案)

(設置)

第1条 大牟田市（以下「市」という。）における令和2年7月豪雨被害の経過、原因及び行政の緊急対応等における課題等の整理や検証等を行い、その結果を今後の防災・減災等の対策に資する提言を取りまとめるため、第三者を構成員とする大牟田市令和2年7月豪雨災害検証委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 豪雨被害等の発生状況の解明に関すること。
- (2) 災害対応等の課題整理、検証に関すること。
- (3) 今後の防災・減災対策等の提言に関すること。
- (4) その他、検証等に関し必要なこと。

2 委員会は、前項に規定する事項について、大牟田市長（以下「市長」という。）に報告を行うものとする。

(組織等)

第3条 委員会は、前条に関する所掌事務を行うため、専門的知見を有する有識者等で組織する。

2 委員の任期は、第2条第2項に規定する市長への報告が完了する日までとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長はその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数を超える出席がなければ、開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に関係者の出席を求め、その意見を聴き又は資料の提出を求めることができる。
- 4 委員会の会議の公開にあたっては、委員の総意をもって決定する。
- 5 委員会における検証等の結果は公表する。

(委員の責務)

第6条 委員は、公正、公平に検証等を行わなければならない。

2 委員は、検証等の過程において知り得た情報を公表してはならない。ただし、市及び委員会が公表した情報については、この限りではない。

(事務局)

第7条 委員会の庶務を処理するため、日本水工設計株式会社に事務局を置く。

2 事務局は、必要に応じ検証作業に必要な関係機関を委員会にオブザーバーとして参加させることができる。

(傍聴)

第8条 委員会の会議の傍聴は、一般席及び報道関係者席に分ける。

2 一般席の傍聴人の定員は、会場の広さやコロナウイルス感染症等の感染対策に配慮したものとする。

3 傍聴希望者は、会議開始時刻の30分前から10分前までの間(次項において「受付時間」という。)に定められた受付場所において自己の住所及び氏名を傍聴人受付簿に記入しなければならない。傍聴希望者の数が傍聴人の定員を超えた場合は、抽選により傍聴人を定める。

4 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他人に危害を加えるおそれのある物を携帯している者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (4) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類及び拡声器等を携帯している者
- (5) 体温が37.5度以上ある者
- (6) 咳、倦怠感、その他感染症の疑いの恐れがある者
- (7) 前号に掲げる者のほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる者

5 傍聴人は、傍聴席においては、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議の議論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻き、たすきの類を着用する等示威的行為をしないこと。
- (4) みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。
- (5) 発言しないこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (7) 一般席の傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。
- (8) 報道関係者の写真撮影等は、会議の冒頭のみ許可する。

6 傍聴人は、全ての係員の指示に従わなければならない。

7 委員会の長は、傍聴人が本条に違反したときは当該傍聴人を制止し、これに従わ

ないときは当該傍聴人を退場させることができる。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

付 則

この要綱は、令和2年8月25日から施行する。